

令和 3 年度 食品安全モニター募集要項

- 食品安全委員会では、食品の安全性の確保に関する施策等について直接ご意見をお寄せいただくため、食品安全モニターを募集しています。
- 食品安全モニター制度は、
 - ① 食品安全委員会が行ったリスク評価に基づいて各省庁が行う施策の実施状況についての報告を受けること
 - ② 当委員会の運営に関する改善点に関しての提言を受けることにより、食品の安全性の確保に係る施策の推進を図ることを目的としています。
- 食品安全モニターの皆様には、食品の安全に関するオンライン研修受講の機会のほか、最新情報、イベント情報等を提供します。

1. 応募資格

以下のアからエまでの全てに該当する方

ア 日本国内に居住されている満 20 歳（令和 3 年 4 月 1 日時点）以上の方

イ ご自分の電子メールアドレスをお持ちの方で、インターネット接続されたパソコンをお持ちの方（事務局との連絡、研修（e ラーニング）、報告書の提出等は、ワード、PDF ファイル、Web 上のシステムを使用し、インターネット経由で行いますので、パソコン操作ができることは必須です。）

ウ 食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的には、次の条件のいずれかを満たしている方

[1] 大学等で食品に関連する学科等（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、食品工学、家政学、栄養学等）に在籍している方、又は卒業若しくは修了した方

[2] 食品に関連する資格（管理栄養士、栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者、その他事務局長が適当と認めるもの）を保有する方

[3] 食品安全に関する業務に従事している方若しくは従事していた方

[4] 過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方

エ 令和 3 年 4 月 1 日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

2. 募集人数及び任期

募集人数：120 名程度

任 期：1 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）

活動状況等に応じて、延長が認められます（延長は 1 年毎、最長 5 年間）。

3. 応募方法

ア 食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) の食品安全モニター応募フォーム（下記）から応募してください。

イ 応募フォームに、必要事項（氏名、住所、応募理由等）をご記入ください。
応募理由は、「これまでの経験における食品安全とのつながり」に必ず言及した上、900 字以内でご記入ください。

応募フォーム

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1223.html>

4. 応募締切

令和 3 年 1 月 29 日（金）午後 5 時

5. 選考

応募フォームに記載された内容を審査することにより、食品安全モニターの活動を理解し、積極的な活動や意見の提案が期待される方の中から、性別、年代、居住地域等を考慮して選考します。

6. 結果の通知

食品安全モニターになっていただく方には、令和 3 年 3 月下旬までに郵送及び電子メールで通知する予定です。採用されなかった方には、令和 3 年 4 月 1 日以降に、応募時に記載いただいた電子メールアドレス宛てに、その旨をご連絡いたします。電子メールアドレスの入力に誤りがある場合には、不達となりますので、ご了承ください。

7. その他

- 応募の際は、必ず「食品安全モニターの活動内容」を確認してください。
- 応募に際していただいた個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の規定に従って厳正に取り扱い、食品安全モニターの選考・依頼事務のみに使用します。ただし、食品安全モニターに採用された場合は、いただいた情報をその後の食品安全モニター運営にも使用します。

【問合せ先】

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当

電話(03)6234-1143・1154（平日10:00～17:00）